

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～7
3 入札書等様式.....	8～18
4 仕様書.....	19～26
5 契約書案.....	27～45

- ※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。
- ※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 山本 竜冬

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年11月12日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和7年2月24日（月）

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

(5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

(8) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。

*厚生労働省所管法令（労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保

等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法)

- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒730-8538広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 電話082-221-9241
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付場所
令和6年11月12日（火）から令和6年11月26日（火）まで
広島労働局ホームページ (<http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>)
- (3) 入札書の受領期限
令和6年11月29日（金） 10時50分
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年11月29日（金） 11時00分 広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用した入開札手続により実施するものとする。

応札する者は、原則、電子入札によること。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

なお、上記3（3）及び（4）については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要。なお、契約書の締結は、原則、電子契約によることとする。
- (6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

「広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新」の実施については、この入札説明書によることとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和7年2月24日（月）

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は総価を記入すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムを使用した入開札手続きにより実施するものとする。

応札する者は、原則、電子調達システムを使用して入札すること。

ただし、電子調達システムによりがたい者は、当局に申し出ることにより、紙入札方式に変更することができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた「中国地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、

国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと(直近2年間の保険料の滞納がないこと。)

- (5) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
 - *厚生労働省所管法令(労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法)
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用し、又は、障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
 - 書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
 - ア 提出期限
令和6年11月26日(火) 17時00分
 - イ 提出場所
広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 山本
電話番号: 082-221-9241
メールアドレス: hir-kaikai2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。

仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 入札参加届等書類(証明書等)の提出期限
令和6年11月28日(木) 12時00分
- (2) 提出書類
 - ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。
 - (ア) 「入札参加届」(兼自己申告書)
 - (イ) 「暴力団等に該当しない旨の誓約書」及び役員名簿
 - (ウ) 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写

(エ) 仕様書別紙1「提案書」(履行場所担当者の記名がなされたもの。詳細は仕様書のとおり。)

イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。

「電子入札案件の紙入札方式での参加について」

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により、上記5(1)イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和6年11月29日(金) 10時50分

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札金額内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

電子調達システムによる場合に、システム障害等により電子データによる送付ができないときは、紙入札方式の方法に準じて提出すること。

8 落札者の決定方法

本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和6年11月29日(金) 11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 入札の辞退

上記6により入札参加を表明した後に辞退を希望する場合は、辞退届を提出すること。

提出方法及び提出場所は、上記5(1)と同様とする。

11 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果に

ついて公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領の得ることができない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 6 (2) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同価の入札をしたものがあるときは、ただちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格に100分の10に相当する額（消費税に相当する額）を加算した金額が予定価格以下とならないときは、ただちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上、決定することとする。

(5) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

12 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 山本

電話番号：082-221-9241

メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 山本
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
---------	-------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム (いずれかにチェック) <input type="checkbox"/> 紙入札	

入札参加届(兼自己申告書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 入札件名 広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)の等級
「物品の製造・物品の販売・役務の提供等」 () 等級
 - 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。(直近2年間の保険料の滞納がないこと。) はい ・ いいえ
 - 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 はい ・ いいえ
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
 - 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
 - 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名： 広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格） の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合 には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテン
の更新

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格の「役務の提供等」の資格を有する者以外
(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 入札金額の積算内訳を記載した**入札金額内訳書を添付すること**。
なお、様式は任意とするが、商号又は名称及び住所を記載すること。
- ※ 任意の番号を記載すること。
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号
又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「ㄨ」を記入してください。

入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p>支出負担行為担当官</p> <p>広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】 広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新</p> <p>入札書在中</p>	<p>会社名、住所、電話番号を記載すること。</p> <p>会社名 住所 電話番号</p> <p>令和 年 月 日</p>

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を
代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

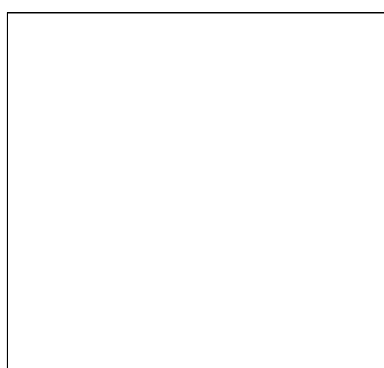
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札者の押印を省略する場合は不要）



代理人による入札の場合の注意（入札書の押印を省略しない場合）

- 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

委任に関する届出書
【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 ○○○○ 殿

届出人住所
名称
入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『
代理人と定め、下記のとおり委任します。』を

記

- 委任事項
(1) 入札書の記入に関する事項
(2) 入札書の提出に関する事項
(3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項
- 委任案件
「○○○○○○○○」の入札事案について委任する。
- 代理人の使用印鑑（入札者の押印を省略する場合は不要）

代理人が入札書へ押印する
印鑑を押印すること。

代理人名

入札書
【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 ○○○○ 殿

入札者住所
名称
入札者名
(代理人名) ○○ ○○ ㊞

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 ○○○○○○○○

入札金額 ￥
但し、消費税は除く。

※ 令和○・○・○年度厚生労働省競争参加資格の「○○○○○○○」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

※ 任意の番号を記載すること。
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「ㄨ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表

裏

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

【入札件名】○○○○○○○

 入札書
在
中

会社名、住所、電話番号
を記載すること。

令和 年 月 日

電話
住所
会社名

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
会社名
届出者氏名

次の入札案件について参加を表明いたしましたが、下記理由により辞退いたします。

記

- 案件名
広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
- 辞退理由

広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新 仕様書

1 件名

広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新

2 委託業務の概要

広島中央労働基準監督署署長室のタイルカーペット及びクロスの張替え並びにカーテンの取替えを行う。

業務内容の詳細は、以下のとおり。

3 履行場所

広島中央労働基準監督署 署長室

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階)

4 履行期限

令和7年2月24日(月)とする。

ただし、上記3履行場所での作業は、全て令和7年2月22日(土)から24日(月)までの期間で行うこととし、詳細は下記16(1)履行場所担当者に確認すること。

5 既設什器の解体・搬出及び搬入・再設置

(1) 業務概要

ア 下記6～9の各種作業開始前に、下記(2)の什器類を室外に搬出し、下記6～9の作業が全て完了した後、室内に搬入・再設置すること。

搬出時の仮置場所及び再設置場所は、現地担当者の指示によること。

イ 一部什器類は、連結又は床固定されているため、搬出時の解体施工及び搬入時の固定施工を要する。

ウ なお、作業場所内には下記(2)のほか、金庫が設置されているが、当該金庫は留置したままにすること。

(2) 什器類一覧

品目	数量	規格等
事務机	1台	W1600×D800×H700mm
脇机	1台	W440×D800×H700mm
回転いす	1脚	
物置台	1台	W740×D740×H700mm
パーティション	1台	W1120×H1400mm

応接セット	1セット	
1人掛けソファ	8脚	W790×D720×H750mm
3人掛けソファ	1脚	W1850×D720×H750mm
テーブル	2台	W1500×D650×H500mm
書棚	2台	W890×D455×H1940mm 床・壁固定の解体・再施工要
衣装棚	1台	W450×D580×H1790mm
扇風機	1台	
液晶テレビ	2台	
レコーダー	2台	
プリンタ	1台	
テレビ台	1台	
ポールハンガー	1台	
壁掛け時計	1台	

6 タイルカーペットの張替え

(1) 業務概要

ア 既設タイルカーペットの撤去・処分

イ タイルカーペットの敷設

ウ なお、金庫が設置されている箇所については、作業の対象外（タイルカーペットの撤去・敷設は不要）とする。

(2) 張替え面積

約32㎡

(3) 新規配備するタイルカーペットが満たすべき仕様

色	青色又は水色
組成	原着ポリプロピレン
全厚	6.5mm程度
パイル長	3mm程度
パイル形状	ループ
機能	消防法施行規則に基づく防災性能試験に適合した商品であること
機能	静電性能を有すること
機能	防汚性能を有すること
機能	インテリアファブリックス性能評価協議会が定めるVOC自主基準が「F I F☆☆☆☆」であること
環境性能	グリーン購入法適合商品であること
その他	新品であること

(4) 参考仕様品（上記（3）の仕様を満たした参考品）

タイルカーペット：東リ アタック 350 リップルパレット AK3520

7 壁紙の張替え

(1) 業務概要

ア 既設の壁紙及びソフト巾木を剥がし、撤去処分すること。

イ 必要に応じ、下地補修を行うこと。(めくれ、浮き、はがれなどを補修し、汚れやごみを除去し、清浄面とすること。)

ウ 壁紙張り

エ ソフト巾木張り

(2) 張替え面積

約 6 0 m²

(3) 新規配備する壁紙が満たすべき仕様

色	ライトグレー
素材	塩化ビニル
機能	建築基準法施行令で定める防火材料・防火塗装材料
機能	壁紙工業会が定める表面強化性能 4 級以上であること
機能	壁紙工業会が定める汚れ防止性能 4 級以上であること
機能	インテリアファブリックス性能評価協議会が定める VOC 自主基準が「F I F☆☆☆☆」であること
機能	J I S 適合品であること
環境性能	グリーン購入法適合商品であること
その他	新品であること

(4) ソフト巾木が満たすべき仕様

長さ	約 2 4 m
高さ	6 0 mm
色	白系
機能	防汚性能を有すること
環境性能	グリーン購入法適合商品であること
その他	新品であること

(5) 参考仕様品（上記（3）及び（4）の仕様を満たした参考品）

壁紙：東リ WVP4058

ソフト巾木：東リ TH6012

8 天井等の塗装

(1) 業務概要

ア 天井、カーテンボックス及び分電盤の塗装

イ 必要に応じ、下地補修すること。

(2) 塗装面積

約 3.2 m²

(3) 塗装仕様

色	白系（壁紙の色味・風合いと合わせる）
機能	耐水・防汚・防カビ性能を有すること
機能	日本塗料工業会が定める VOC 自主基準が「F☆☆☆☆」であること

9 カーテンの取替え

(1) 業務概要

ア 既設カーテンの撤去・処分

イ ドレープカーテン及びレースカーテンの敷設

(2) 新規配備するドレープカーテンが満たすべき仕様

寸法	W 3 5 0 0 × H 2 7 5 0 mm
枚数	4 枚
色	グレイ系
組成	ポリエステル
機能	消防法施行規則に基づく防災性能試験に適合した商品であること
機能	吸音性能を有すること
機能	洗濯可能であること
その他	新品であること

(3) 新規配備するレースカーテンが満たすべき仕様

寸法	W 3 5 0 0 × H 2 7 5 0 mm
枚数	4 枚
色	ベージュ系
組成	ポリエステル
機能	防災性能を有すること
機能	洗濯可能であること
その他	新品であること

(4) 参考仕様品（上記（2）及び（3）の仕様を満たした参考品）

ドレープカーテン：アスワン アゾラル C1043

レースカーテン：アスワン C1382

10 施工に係る注意事項

(1) 上記 6～9 で示した参考仕様品は、あくまでも参考品であり、当該製品を指定する趣旨ではない。

ただし、入札参加に当たっては、選定品の事前承認を必須とするので留意すること。

選定品の申請は、下記 1 2 現地確認と併せて行うこと。

- (2) 本業務に必要な部品、部材等は、受注者において準備すること。ただし、本業務のために必要な電気及び水道は、対象施設において無償で提供する。
- (3) 必要に応じて、庁舎の床面、壁面やエレベータ等に養生を行うこと。
- (4) 本業務に際して庁舎等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を保証すること。
- (5) 業務完了後、清掃、後片付けを行うこと。
- (6) 発生した廃材、梱包材等については、法令等を遵守し、適正に処分すること。

11 合同庁舎入館時の注意事項

上記5～9の作業のために広島合同庁舎（広島市中区上八丁堀6-30）に入館する際は、入館予定日の2日前までに、以下の項目を下記16（1）履行場所担当者に必ず報告すること。

- (1) 作業開始予定日時及び所要時間
- (2) 作業者の名称及び連絡先
- (3) 作業人数及び作業責任者の氏名
- (4) 入館車両の種類、ナンバー、台数（トラック等の大型車両で入館する場合）

12 入札参加に当たっての現地確認について

- (1) **入札参加に当たっては、現地確認を必須とする。**
- (2) 現地確認の日時については、下記16（1）履行場所担当者に連絡の上、調整すること。
ただし、入札説明書に定める入札参加届提出締切日時までに実施すること。
- (3) 現地確認時、仕様書別紙1「提案書」に、タイルカーペット、壁紙及びカーテンの選定品の仕様（メーカー、品番、規格、色等）を記入し、カタログ又はサンプル品を添えて、履行場所担当者に提出し、承認を得ること。
履行場所担当者は、選定品を承認する場合は、仕様書別紙1に記名し、提案業者に交付する。
- (5) **履行場所担当者の記名がなされた仕様書別紙1は、入札参加時に入札参加届等と合わせて提出すること。**
- (6) 選定品の提案と併せて、施工方法や施工期間等についても可能な範囲で説明すること。

13 履行完了届の提出及び検査

上記に定める業務が全て完了した後、速やかに下記16（1）履行場所担当者に仕様書別紙2「履行完了届」を提出し、履行場所担当者の検査を受けること。

検査に合格しない場合、受託者の負担において必要な補正を行うこと。

14 請求書

- (1) 上記13検査に合格した後、速やかに下記16（2）契約担当者に支払請求書を提出

すること。

支払は、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。

(2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名 「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

15 再委託について

(1) 当該業務について、全部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社という。）を含む。）に委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当業務の一部を委託することができる。

(2) 当業務の一部を再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。

(3) 再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

16 問合せ先

(1) 履行場所担当者

広島中央労働基準監督署

担当：業務課 笠井

所在地：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階

電話：082-221-2458

(2) 入札・契約について（契約担当者）

広島労働局総務部総務課

担当：会計第二係 山本

所在地：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

提 案 書

令和 年 月 日

(宛先) 広島中央労働基準監督署 業務課

【事業所名】 _____

【担当者名】 _____ 【連絡先】 _____

下記の入札案件に参加するに際し、下記の製品を提案します。

記

案 件 名 称	広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
---------	-------------------------------------

品目名	メーカー・型番・規格・色 等
タイルカーペット	
壁紙	
カーテン	

※ 提案に際しては、必ずカタログ等規格を確認できる書類を添付すること。

(以下、施設担当課記載欄)

上記に提示された製品は、仕様に適合していることを確認しました。

令和 年 月 日

【担 当】

広島中央労働基準監督署 業務課

⑩

履行場所担当者の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に提案書（原本）を併せて提出すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)
所在地
名称
代表者

履行完了届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

案件名称	広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新に係る契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 甲は、乙に対して、契約保証金の納付を免除する。

（契約金額）

第3条 契約金額は、
円（うち消費税及び地方消費税額金
円）とする。

（契約の目的）

第4条 乙は別添仕様書に基づき、前条の契約金額をもって期間中の業務を完全に履行しなければならない。

（費用負担）

第5条 作業完了までに要する全ての費用は乙の負担とする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（説明義務）

第7条 乙は甲の依頼により履行状況の説明を行う義務があり、また、甲が必要とする確認資料等の提供を拒むことはできない。

（検査）

第8条 甲は、乙から仕様書別紙2「履行完了届」の提出を受けた後に、速やかに検査を行うものとする。この場合において、乙の履行内容が甲の行う審査に合格しないときは、乙は甲の指示により手直し等の措置を講ずるものとする。その場合に発生する費用等は全て乙の負担とする。

（請求）

第9条 乙は、甲の給付完了の確認を得た後、官署支出官広島労働局長に対して支払請求書を提出するものとする。

（契約金額の支払）

(案)

第10条 官署支出官広島労働局長は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(遅延利息)

第11条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合には、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として乙に支払うものとする。

(再委託)

第12条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第13条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、様式2「再委託に係る変更承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3「履行体制図」を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4「履行体制図変更届出書」を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

(案)

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第 15 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第 18 条第 1 項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から 10 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(履行期限の延期)

第 17 条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限までに作業を完了することができない場合において、履行期限後相当の期間内に完了をする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から期限内に引渡しを完了した物品等に相応する契約代金相当額を控除した金額に対して、遅延日数に応じ年 3% の割合で計算した額とする。

- 3 乙は、天災その他避け難い理由により、履行期限までに作業を完了することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

なお、第 3 号から第 5 号に該当すると認められるときには、何らの催告を要しない。

- (1) 履行期限までに履行を完了しないとき。

(案)

- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第6条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、これを行うことができるものとする。
(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに報告しなければならない。
(談合等の不正行為に係る違約金)

(案)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かに関わらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、又は第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第21条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(案)

- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 甲は、第18条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(案)

2 乙は、甲が第18条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第29条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めのない事項で必要である場合は、甲乙協議の上で決定する。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(案)

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第6条、第11条、第16条、第18条2項、第20条、第21条、第24条、第26条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

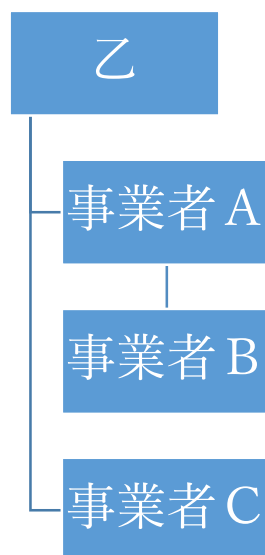
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新 仕様書

1 件名

広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新

2 委託業務の概要

広島中央労働基準監督署署長室のタイルカーペット及びクロスの張替え並びにカーテンの取替えを行う。

業務内容の詳細は、以下のとおり。

3 履行場所

広島中央労働基準監督署 署長室

(広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階)

4 履行期限

令和7年2月24日(月)とする。

ただし、上記3履行場所での作業は、全て令和7年2月22日(土)から24日(月)までの期間で行うこととし、詳細は下記15(1)履行場所担当者に確認すること。

5 既設什器の解体・搬出及び搬入・再設置

(1) 業務概要

ア 下記6～9の各種作業開始前に、下記(2)の什器類を室外に搬出し、下記6～9の作業が全て完了した後、室内に搬入・再設置すること。

搬出時の仮置場所及び再設置場所は、現地担当者の指示によること。

イ 一部什器類は、連結又は床固定されているため、搬出時の解体施工及び搬入時の固定施工を要する。

ウ なお、作業場所内には下記(2)のほか、金庫が設置されているが、当該金庫は留置したままにすること。

(2) 什器類一覧

品目	数量	規格等
事務机	1台	W1600×D800×H700mm
脇机	1台	W440×D800×H700mm
回転いす	1脚	
物置台	1台	W740×D740×H700mm
パーティション	1台	W1120×H1400mm

応接セット	1セット	
1人掛けソファ	8脚	W790×D720×H750mm
3人掛けソファ	1脚	W1850×D720×H750mm
テーブル	2台	W1500×D650×H500mm
書棚	2台	W890×D455×H1940mm 床・壁固定の解体・再施工要
衣装棚	1台	W450×D580×H1790mm
扇風機	1台	
液晶テレビ	2台	
レコーダー	2台	
プリンタ	1台	
テレビ台	1台	
ポールハンガー	1台	
壁掛け時計	1台	

6 タイルカーペットの張替え

(1) 業務概要

ア 既設タイルカーペットの撤去・処分

イ タイルカーペットの敷設

ウ なお、金庫が設置されている箇所については、作業の対象外（タイルカーペットの撤去・敷設は不要）とする。

(2) 張替え面積

約 3.2 m²

(3) 新規配備するタイルカーペットが満たすべき仕様

色	青色又は水色
組成	原着ポリプロピレン
全厚	6.5 mm程度
パイル長	3 mm程度
パイル形状	ループ
機能	消防法施行規則に基づく防炎性能試験に適合した商品であること
機能	静電性能を有すること
機能	防汚性能を有すること
機能	インテリアファブリックス性能評価協議会が定める VOC 自主基準が「F I F☆☆☆☆」であること
環境性能	グリーン購入法適合商品であること
その他	新品であること

7 壁紙の張替え

(1) 業務概要

ア 既設の壁紙及びソフト巾木を剥がし、撤去処分すること。

イ 必要に応じ、下地補修を行うこと。(めくれ、浮き、はがれなどを補修し、汚れやごみを除去し、清浄面とすること。)

ウ 壁紙張り

エ ソフト巾木張り

(2) 張替え面積

約 6 0 m²

(3) 新規配備する壁紙が満たすべき仕様

色	ライトグレー
素材	塩化ビニル
機能	建築基準法施行令で定める防火材料・防火塗装材料
機能	壁紙工業会が定める表面強化性能 4 級以上であること
機能	壁紙工業会が定める汚れ防止性能 4 級以上であること
機能	インテリアファブリックス性能評価協議会が定める VOC 自主基準が「F I F☆☆☆☆」であること
機能	J I S 適合品であること
環境性能	グリーン購入法適合商品であること
その他	新品であること

(4) ソフト巾木が満たすべき仕様

長さ	約 2 4 m
高さ	6 0 mm
色	白系
機能	防汚性能を有すること
環境性能	グリーン購入法適合商品であること
その他	新品であること

8 天井等の塗装

(1) 業務概要

ア 天井、カーテンボックス及び分電盤の塗装

イ 必要に応じ、下地補修すること。

(2) 塗装面積

約 3 2 m²

(3) 塗装仕様

色	白系 (壁紙の色味・風合いと合わせること)
機能	耐水・防汚・防カビ性能を有すること

機能	日本塗料工業会が定める VOC 自主基準が「F☆☆☆☆」であること
----	-----------------------------------

9 カーテンの取替え

(1) 業務概要

ア 既設カーテンの撤去・処分

イ ドレープカーテン及びレースカーテンの敷設

(2) 新規配備するドレープカーテンが満たすべき仕様

寸法	W3500×H2750mm
枚数	4枚
色	グレイ系
組成	ポリエステル
機能	消防法施行規則に基づく防炎性能試験に適合した商品であること
機能	吸音性能を有すること
機能	洗濯可能であること
その他	新品であること

(3) 新規配備するレースカーテンが満たすべき仕様

寸法	W3500×H2750mm
枚数	4枚
色	ベージュ系
組成	ポリエステル
機能	防炎性能を有すること
機能	洗濯可能であること
その他	新品であること

10 施工に係る注意事項

- (1) 本業務に必要な部品、部材等は、受注者において準備すること。ただし、本業務のために必要な電気及び水道は、対象施設において無償で提供する。
- (2) 必要に応じて、庁舎の床面、壁面やエレベータ等に養生を行うこと。
- (3) 本業務に際して庁舎等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を保証すること。
- (4) 業務完了後、清掃、後片付けを行うこと。
- (5) 発生した廃材、梱包材等については、法令等を遵守し、適正に処分すること。

11 合同庁舎入館時の注意事項

上記5～9の作業のために広島合同庁舎（広島市中区上八丁堀6-30）に入館する際は、入館予定日の2日前までに、以下の項目を下記15（1）履行場所担当者に必ず報告すること。

- (1) 作業開始予定日時及び所要時間
- (2) 作業者の名称及び連絡先
- (3) 作業人数及び作業責任者の氏名
- (4) 入館車両の種類、ナンバー、台数（トラック等の大型車両で入館する場合）

12 履行完了届の提出及び検査

上記に定める業務が全て完了した後、速やかに下記15（1）履行場所担当者に仕様書別紙「履行完了届」を提出し、履行場所担当者の検査を受けること。

検査に合格しない場合、受託者の負担において必要な補正を行うこと。

13 請求書

- (1) 上記12検査に合格した後、速やかに下記15（2）契約担当者に支払請求書を提出すること。

支払は、適法な支払請求書の受理から30日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。

- (2) 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名 「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名称「広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

14 再委託について

- (1) 当該業務について、全部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社という。）を含む。）に委託することはできない。ただし、契約金額に占める再委託契約金額の割合が50%未満の場合には、当該業務の一部を委託することができる。
- (2) 当該業務の一部を再委託する場合には、様式1「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託額が50万円未満の場合には、この限りではない。
- (3) 再委託の相手方から、さらに第三者に委託が行われる場合には、その旨を必ず報告し、履行体制の把握のために必要な提出書類について指示を仰ぐこと。

15 問合せ先

- (1) 履行場所担当者

広島中央労働基準監督署

担当：業務課 笠井

所在地：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階

電話：082-221-2458

(2) 入札・契約について（契約担当者）

広島労働局総務部総務課

担当：会計第二係 山本

所在地：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)
所在地
名 称
代表者

履行完了届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

案件名称	広島中央労働基準監督署におけるタイルカーペット・クロス・カーテンの更新
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日